

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 山本 ちひろ

本稿は、かつては一つの国だった沖縄が、明治41(1908)年の町村制とその翌年の府県制施行によって、他府県と同等の一「地方」へ再編された意義に着目し、中央―地方制度による沖縄の変容過程を初めて本格的に考察した論考である。

本稿では、以下の諸点が明らかにされた。第一に、地方政治における代議制導入の意味を県制導入の結果としての財政の側面から考察し、沖縄が負担力以上の租税を背負わされた実態を浮き彫りにした。一方、他府県と同じ義務を負うべきだとの強い自治意識の存在も明らかにされた(第一章)。県制施行と同時に県は国から年額20万円の補助金を得るが、それでは府県制の理念である「地方自治」と齟齬するとの認識と葛藤が大正初期まで沖縄の官民間に共有されていた事実も明らかにされた(第二章)。大正末期から昭和初期には、衆議院補欠選挙をめぐる政争が沖縄にも及び、財政の独立と自治をめぐる議論は、地域間の水平的平等理念を援用しつつ展開されることとなった。「ソテツ地獄」という言説が生まれる政治的背景を説得的に論証した(第三章)。

第二に、県が地方利益要求を帝国議会に持ち込む際の論理について、高等水産学校の設置請願を事例に取り上げ、要求内容の変遷を追った。さらに、水産業の位置づけが県の産業構造上高いとはいえなかったにもかかわらず、水産学校設置が官立学校誘致請願の中で上位に位置づけられていく要因についても考察した(第四章、第五章)。第三に、戦前との連続性のなかに戦後初期の沖縄を描いた。具体的には、沖縄戦最終盤に米国が設置した収容所内において早くも日本復帰を唱えた仲吉良光の政治思想に着目し、仲吉が戦前期に抱いていた「日本」像を析出した上で、戦後に仲吉が唱えた自治要求の内容との関連性を明らかにした(第六章)。産業技術においても、戦前の「振興」策と戦後の「復興」策を連続して捉えることの重要性について、水産技術者・宮城新昌の事績を新史料から明らかにすることで論証した(補論)。

従来の沖縄近代史研究は、「琉球処分」、参政権獲得、復帰運動など、特定の論点に集中する嫌いがあった。その要因としては、基本史料の不在などのほか、沖縄と中央を対立的な権力関係から捉えようとする問題関心、政治参加と権利の伸張から地方制度の変遷を捉えようとする問題意識の存在などがあった。このような研究状況に鑑みたとき、本論文が採用した視角と精度を持つ実証研究は未だなく、その独創性は特筆すべきものといえる。

明らかにされた三つの論点の内在的な連関が現時点ではやや弱く感じられる点など、残された課題はあるものの、それは本論文が研究史上に持つ価値をいささかも減ずるものではないと考える。よって、本委員会は、本論文が博士(文学)の学位を授与するにふさわしいものと判断する。